

国民健康保険税改定のお知らせ

令和4年度の国民健康保険税につきまして、次のとおり税率等の改定を行いましたので、お知らせします。

○国民健康保険税率

愛知県が市町村に示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税率を改定しました。

区分	医療給付費分 ^(※1)		後期高齢者支援金等分 ^(※2)		介護納付金分 ^(※3)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
所得割	5.57%	5.80%	2.11%	2.29%	1.78%	2.17%
資産割	9.20%	4.60%	2.00%	1.00%	2.80%	1.40%
均等割	25,400円	25,900円	8,600円	9,400円	10,100円	11,600円
平等割	18,600円	17,600円	6,300円	6,400円	5,400円	5,900円

※1 被保険者の医療費に充てられます。 ※2 後期高齢者医療制度の支援金に充てられます。

※3 介護保険料にあたるもので、40歳以上65歳未満の被保険者にご負担いただきます。

○課税限度額

国の基準にあわせ、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げました。

	令和3年度	令和4年度	引上げ額
医療給付費分	630,000円	650,000円	20,000円
後期高齢者支援金等分	190,000円	200,000円	10,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	引上げなし
合計	990,000円	1,020,000円	30,000円

○未就学児にかかる均等割の軽減【申請不要】

国の基準にあわせ、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入するすべての未就学児にかかる均等割を5割軽減します。

所得が一定の基準以下の世帯に対する軽減が適用されている場合は、軽減適用後の均等割から5割軽減します。

住民税等申告のお願い

前年の所得が一定基準以下の世帯に対する軽減は、住民税等が未申告の場合は所得の把握ができないため適用されませんので、住民税等の申告をお願いします。

また、遺族年金、障害年金、雇用保険等の非課税所得のみの場合につきましても、住民税等の申告をお願いします。

○国民健康保険税について詳しく知りたい方

- ・国民健康保険の税率に関すること

[Web](https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007214.html) <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007214.html>

- ・国民健康保険税の軽減に関すること

[Web](https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007218.html) <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007218.html>

問合せ 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555



税率



軽減

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX 443・3555(共通)